

広島県告示第八百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和八年七月三十日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人芙蓉会 鍋島内科	尾道市西御所町一三番三二号	令和八年六月三〇日
福原内科医院	尾道市新浜二丁目二番三二号	令和八年五月三一日
病院前薬局	尾道市因島土生町二一〇〇番地二一	令和八年三月三一日
株式会社サン・メディカル 薬局（永井店）	府中市府中町一四番地二九	令和八年五月三一日
横山歯科医院	庄原市東城町川西七九二番地一	令和八年六月三〇日
医療法人田渕皮膚科医院	東広島市西条御条町四番一九号	令和八年二月五日
かなえ薬局	東広島市西条町助実一一八二番地四	令和八年五月三一日
かなえ薬局 寺家	東広島市西条寺家四七三三番地一	令和八年五月三一日
杏薬局	東広島市福富町久芳三七九八番地二	令和八年五月三一日
杏薬局 豊栄店	東広島市豊栄町乃美三三四〇番地	令和八年五月三一日
ベル薬局 阿品台店	廿日市市阿品台四丁目一七番二七号	令和八年五月三一日
大瀬戸内科	安芸郡熊野町出来庭二丁目一八番一 一号	令和八年六月三〇日
こうの歯科医院	山県郡安芸太田町大字加計三三三七 番地四	令和八年六月二七日